

「航空安全基準検討委員会」の設置について

1. 設置の趣旨

B787型機等の新機材の導入のほか、アジアゲートウェイ構想の推進や羽田再拡張事業の伸展など、航空輸送を取り巻く状況は大きく変化している。

このような中で、航空運送事業に関する許可基準や組織認証に関する基準といった航空安全基準について、新たな技術進歩や国際標準の改定動向、さらには新たな安全管理手法や新たな航空輸送サービスの展開といった社会的ニーズを踏まえつつ、迅速かつ効果的に見直しを進めることが課題となっている。

このため、現行の航空安全基準について、その適用に関する事務手続きのあり方を含めて総合的に評価・分析するとともに、今後の見直しの方針等の基本的な事項について審議するため、「航空安全基準検討委員会」を設置する。

なお、本審議結果を踏まえ、基準見直しの具体的内容を取りまとめた「航空安全基準アップデートプログラム」を策定することとする。

2. 検討期間及び開催回数

(1) 検討期間

平成19年11月～平成20年3月

(2) 開催回数

上記期間中に3回の開催を予定

(平成19年11月、平成20年1月及び3月を目途に開催)